

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日)
（当たの翌日）
（当たの翌日）

とを目的とすることとした。

二 開所時間（第二条関係）

精神保健センターの開所時間は、午前八時三十分から午後五時（土曜日には、正午）までとし、知事が必要と認めるときは臨時にこれを変更することができるとした。

三 休所日（第三条関係）

1 精神保健センターの休所日は、次のとおりとすることとした。

- (一) 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日
(二) 国民の祝日に規定する休日

(三) 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月

三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができることとした。

四 デイ・ケア通所の定員（第四条関係）

精神障害者の社会復帰を促進するための診療（以下「デイ・ケア」という。）に係る通所定員は、六十人とすることとした。

五 デイ・ケア通所の申請及び通知（第五条関係）

◇鳥取県立精神保健センター管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立精神保健センター（以下「精神保健センター」という。）の管理に関し必要な事項について定めるこ

◆公布された規則のあらまし

◆規則 鳥取県立精神保健センター管理規則（健康対策課）

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（〃）

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（〃）

鳥取県会計規則の一部を改正する規則（会計課）

◆訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令（人事課）

2 知事は、デイ・ケア通所の申請及び通知（第五条関係）

1 デイ・ケアを受けようとする者は、デイ・ケア通所申請書

に主治医意見書を添付して知事に提出しなければならないことをとした。

2 知事は、デイ・ケア通所申請書の提出があったときは、こ

れを審査し、デイ・ケアに係る通所を承認したときはデイ・

と。

ケア通所承認書により、承認しないときはデイ・ケア通所不承認書により申請者に通知しなければならないこととした。

六 使用料の納付期限等（第六条関係）

デイ・ケアの通所に係る使用料は、当該通所の属する月に係る通所日数分をまとめて翌月の十五日までに納付しなければならないこととした。

七 使用料及び手数料の減免（第七条関係）

1 条例第五条の規定による使用料又は手数料の減免は、生活保護法の規定による生活保護を受けている者その他知事が特に必要があると認める者について行うものとすることとした。

2 使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を知事に提出しなければならないこととした。

3 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、

これを審査し、適当と認めたときは使用料等減免通知書によ

り、不適當と認めたときは使用料等減免不承認通知書により申請者に通知しなければならないこととした。

八 行為の制限等（第八条関係）

1 精神保健センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならないこととした。

(一) 精神保健センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること

(三) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする

こと。

四 その他知事が定める行為

知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しても、精神保健センターの入所を拒むことができるのこととした。

九 指示（第九条関係）

知事は、精神保健センターの適正な管理を図るために必要なこと認めるときは、精神保健センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができることとした。

十 デイ・ケア通所承認の取消し（第十条関係）

知事は、第五条第二項の規定により承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該承認を取り消すことができることした。

(一) 正當な理由なく使用料を滞納したとき。

(二) 正當な理由なく通所を承認された期間の初日から七日内に通所を開始しないとき。

(三) 通所開始後、正當な理由なく引き続き十四日以上通所しないとき。

(四) 前条の規定による知事の指示に従わなかつたとき。

十一 退去の命令（第十二条関係）

知事は、精神保健センターを利用する者がこの規則に違反し

たときは、精神保健センターからの退去を命ずることができる
こととした。

十二 雜則（第十二条関係）

この規則に定めるもののほか、精神保健センターの管理に必
要な事項は、知事が別に定めることとした。

十三 施行期日

この規則は、平成三年十月一日から施行することとした。

◇職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 事務吏員をもつて充てる職に精神福祉主事及び心理療法士の
職を設置することとした。

二 この規則は、平成三年十月一日から施行することとした。
(第

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 福祉相談センターの新設に関する事項

1 福祉相談センターを次のとおり設置することとした。 (第
三十八条の二関係)

名 称	位 置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

2 福祉相談センターは、身体障害者、精神薄弱者、児童及び
要保護女子の福祉に関する相談についての総合企画及び連絡

調整を行う事務を分掌することとした。 (第三十八条の三関
係)

3 福祉相談センターに総務課、相談課、障害福祉課、判定課 及び一時保護課を置くこととした。 (第三十八条の四関係)

4 福祉相談センターに関する事務を民生部社会課の分掌事務
に追加することとした。 (第十条関係)

二 精神保健センターの新設に関する事項

1 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例に
より設置される精神保健センターの名称、位置及び分掌事務
を規定することとした。 (第八十七条の二、第八十七条の三
関係)

2 精神保健センターに指導課及び訓練課を置くこととした。
(第八十七条の四関係)

3 精神保健センターに関する事務を衛生環境部健康対策課の
分掌事務に追加することとした。 (第十条の二関係)

三 中央児童相談所に関する事項

内部組織を廃止することとした。 (第五十二条関係)

四 施行期日等

1 この規則は、平成三年十月一日から施行することとした。
(第

2 鳥取県児童相談所規則を廃止することとした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一
部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正（第一条関係）

1 法令改正等に伴う規定の整備

森林法に基づく知事の権限に属する事務のうち、分収育林契約を締結すべき旨の裁定等に関する事務を部長専決事項とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正（第二条関係）

1 組織改正に伴う規定の整備

(一) 福祉相談センターの設置に伴い、鳥取県社会福祉施設等措置費徴収規則に基づく施設入所の措置に要する費用のうち中央児童相談所長の措置に係るもの徴収事務を福祉相談センター所長に委任することによる所要の改正を行うこととした。

(二) 精神保健センターの設置に伴い、鳥取県立精神保健センター管理規則に基づく知事の権限に属する事務を精神保健センター所長に委任することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二の1は、平成三年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 辰の指定等

規則

鳥取県立精神保健センター 総務課長

鳥取県婦人相談所及び鳥取県中央児童相談所を辰の指定から除くこととした。(別表第一関係)

二 分任出納員に委任させる事務の変更

次の表の上欄に掲げる辰の出納員をして同表の下欄に掲げる事務を分任出納員に委任させることとした。(別表第一の二関係)

鳥取県婦人相談センター	総務課長
-------------	------

三 施行期日

この規則は、平成三年十月一日から施行することとした。

児童措置費(中央児童相談所長の措置に係るものに限る。)の負担金の一部の収納に関する事務

--	--

鳥取県立精神保健センター管理規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県立精神保健センター管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例（平成三年五月鳥取県条例第十四号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、鳥取県立精神保健センター（以下「精神保健センターハー」という。）の管理に關し必要な事項について定めることを目的とする。

(開所時間)

第二条 精神保健センターの開所時間は、午前八時三十分から午後五時（土曜日にあつては、正午）までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休所日)

第三条 精神保健センターの休所日は、次のとおりとする。

一日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(デイ・ケア通所定員)

第四条 条例第三条第四号に規定する診療（以下「デイ・ケア」という。）に係る通所定員は、六十人とする。

(デイ・ケア通所の申請及び通知)

第五条 デイ・ケアを受けようとする者は、デイ・ケア通所申請書（様式第一号）に主治医意見書（様式第二号）を添付して知事に提出しなければならない。

第六条 知事は、前項の規定によりデイ・ケア通所申請書の提出があつたときは、これを審査し、デイ・ケアに係る通所を承認したときはデイ・ケア通所承認書（様式第三号）により、承認しないときはデイ・ケア通所不承認書（様式第四号）により申請者に通知しなければならない。

(使用料の納付期限等)

第七条 条例第五条の規定による使用料又は手数料の減免は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活保護を受けている者その他知事が特に必要があると認める者について行うものとする。

(使用料及び手数料の减免)

2 使用料又は手数料の减免を受けようとする者は、使用料等减免申請書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、これを審査し、適當と認めたときは使用料等减免通知書（様式第六号）により、不

適当と認めたときは使用料等減免不承認通知書（様式第七号）により申請者に通知しなければならない。

（行為の制限等）

- 第八条 精神保健センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 精神保健センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - 二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
 - 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - 四 その他知事が定める行為

- 2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対する対しては、精神保健センターへの入所を拒むことができる。
- （指示）

第九条 知事は、精神保健センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、精神保健センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

（ディ・ケア通所承認の取消し）

第十条 知事は、第五条第二項の規定により承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 一 正當な理由なく使用料を滞納したとき。
- 二 正當な理由なく通所を承認された期間の初日から七日以内に通所を開始しないとき。
- 三 通所開始後、正當な理由なく引き続き十四日以上通所しないとき。
- 四 前条の規定による知事の指示に従わなかつたとき。

（退去の命令）

第十二条 この規則に定めるもののほか、精神保健センターの管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

（雑則）

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則

第十三条 知事は、精神保健センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、精神保健センターからの退去を命ずることができる。

様式第1号(第5条関係)

年月日

職氏名殿

氏名

㊞

デイ・ケア通所申請書

鳥取県立精神保健センターにおいてデイ・ケアを受けたいので、下記により申請します。

記

申請者	氏名	男・女	生年月日	年月日	職業
住所					
医療機関	(通院病院名)		電話番号		
保険区分	国保(一般・退職本人・退職家族) 共済(本人・家族) 生活保護(受給中・申請中)	健保(本人・家族) 船保(本人・家族) その他()	主治医氏名		
	通院公費負担制度の利用(精神保健法第32条)	有・無			
備考					

様式第2号(第5条関係)

主治医意見書

氏名	性別	男・女	生年月日	年月日	年齢
住所			電話番号		
診断病名			合併症	(無・有)	

1 現病歴の概要

2 現在の症状と問題点

3 再燃の前駆症状

4 治方内容(薬物名)

5 通院間隔(週に1回・2週に1回・月に1回・その他())

6 デイ・ケアにおける目標

(1) 就労のための訓練

(4) 受動的態度の改善

(5) 不規則な生活の改善

(6) その他()

(2) 對人関係の改善

(3) 社会性の向上

(4) 受動的態度の改善

(5) 不規則な生活の改善

(6) その他()

7 家族の状況と問題点

8 デイ・ケアのスタッフに対する希望事項

9 その他(注意点等)

年月日	医療機関所在地
医療機関名	
医師氏名	

㊞

平成3年9月30日 月曜日

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

殿

年 月 日

職 氏 名

回

デイ・ケア通所承認書

年 月 日付けで申請のあったデイ・ケア通所については、
下記のとおり承認します。

デイ・ケア通所不承認書

年 月 日付けで申請のあったデイ・ケア通所については、
下記の理由により承認できませんのでご了承ください。

記

記

1 氏 名
2 住 所
3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

職 氏名 殿	年 月 日
使 用 料 等 減 免 申 請 書	年 月 日
下記のとおり、鳥取県立精神保健センターの使用料等を減免してください るよう申請します。	
使 用 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 目 的	
使 用 料 の 額	円
手 数 料 の 額	円
減 免 申 請 の 額	円
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

様式第6号(第7条関係)

職 氏名 殿	年 月 日
使 用 料 等 減 免 通 知 書	年 月 日
は、下記のとおり減免します。	
使 用 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
使 用 料 の 額	円
手 数 料 の 額	円
減 免 額	円
減 免 理 由	

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

平成三年九月三十日

殿

職 氏 名

回

鳥取県知事 西 尾 否 次

鳥取県規則第五十号

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「社会福祉主事」の下に「・精神福祉主事・心理療法士」を加える。

附 則

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 否 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 福祉事務所（第三十七条・第三十八条）」を「第一款

福祉事務所（第三十七条・第三十八条）

の二 福祉相談センター（第三十八条の二—第三十八条の四）」に、「第一款

七款 優生保護相談所（第八十六条・第八十七条）」を「第七款 優生保

護相談所（第八十六条・第八十七条）

神保健センター（第八十七条の二—第八十七条の四）」に、「第一款

に改める。

第十条社会課の項第二十四号中「福祉事務所」の下に「、福祉相談セン

ター」を加える。

第十条の二健康対策課の項第十八号中「優生保護相談所」の下に「、精

神保健センター」を加える。

第四章第三節第一款の次に次の二款を加える。

第一款の二 福祉相談センター

（設置）

第三十八条の二 福祉相談センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県福祉相談センター	鳥取市

（分掌事務）

第三十八条の三 福祉相談センターは、身体障害者、精神薄弱者、児童及
び要保護女子の福祉に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行
う事務を分掌する。

（内部組織）

第三十八条の四 福祉相談センターに総務課、相談課、障害福祉課、判定

課及び一時保護課を置く。

第五十二条の表鳥取県中央児童相談所の項を次のように改める。

鳥取県中央児童相談所

第四章第三節の二第七款の次に次の二款を加える。

第七款の二 精神保健センター

（名称及び位置）

第八十七条の二 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例

（平成三年五月鳥取県条例第十四号）第二条の規定により設置された精
神保健センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立精神保健センター	鳥取市

（分掌事務）

第八十七条の三 精神保健センターは、県民の精神保健の向上を図るため、
次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 精神保健に関する知識の普及に関すること。

二 精神保健に関する調査研究に関すること。

三 精神保健に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関する
こと。

四 精神障害者の社会復帰を促進するための診療に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上に関する必要な業務にすること。

(内部組織)

第八十七条の四 精神保健センターに指導課及び訓練課を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(鳥取県児童相談所規則の廃止)

2 鳥取県児童相談所規則（昭和二十三年三月鳥取県規則第十四号）は、廃止する。

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十
七号）の一部を次のように改正する。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第三号(四)中「又は貸金業者の営業所等への立入検査」を削り、同号(二)中「

の営業所等への立入検査」を削り、同号(四)の次に次のように加える。

(四) 第四十二条第二項の規定による貸金業者の営業所等への立入検

査

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第八号中(一)を削り、同号(二)中「

認可した」を「届出を受理した」に、「命令」を「指示」に改め、同号

中(二)を(一)とし、同号(二)中「(四)及び(五)」を「(三)及び(四)」に改め、同号中(三)

を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とする。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中(四)を(五)とし、(五)を(四)と

し、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)の前に次のように加える。

(四) 第十八条の二の規定による特定森林施業計画の認定

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中(四)を(五)とし、(八)を(四)と

し、(八)を(七)とし、(九)の次に次のように加える。

(八) 第十条の十一第二項の規定による要間伐採林又はその立木につ

いての所有権の移転等に関する調定

(九) 第十条の十一の四第一項の規定による分収育林契約を締結すべき旨の裁定

(四) 第十条の十一の七の規定による分収育林契約の解除の承認

(一) 第十条の十四第二項の規定による森林整備協定の締結のあつせ

ん

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中福祉事務所長の項の次に次のように加える。

福祉相談
センター

鳥取県社会福祉施設入所等指置費徴収規則第三条第一項の規定による施設入所等の措置に要する費用のうち中央児童相談所長の措置に係るもの 徵収

別表第二「児童相談所長の項第四号中「児童相談所長の措置に係るもの」の下に「(中央児童相談所長の措置に係るもの)を除く。」を加える。

別表第二中歯科衛生専門学校長の項の次に次のように加える。

精神保健センター 烏取県立精神保健センター管理規則(平成三年十月烏取県
規則第四十九号)に規定する知事の権限に属する事務

別表第二「地方農林振興局長の項中第六号の二を削り、同項第十五号(六)中「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「森林整備計画書」を「市町村森林整備計画書」に改め、同号(七)中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同号中(八)を削り、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)を(十)とし、(十二)を削る。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中別表第二福祉事務所長の項の次に次のように加える改正規定、児童相談所長の項の改正規定及び歯科衛生専門学校長の項の次に次のように加える改正規定は、平成三年十月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中
鳥取県西部福祉事務所
総務課長

県西部福祉事務所	総務課長
県福祉相談センター	総務課長

總務課長	次長	次長
------	----	----

鳥取県立倉吉総合看護専門学校

鳥取県立倉吉総合看
鳥取県立精神保健セ

護専門学校

次長

ンター 指導課長

に改める。

鳥取県訓令第三号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

別表第一の二第二号中 「児童相談所」に係るものに限る。」を「児童相談センター」に改める。

別表第一の二第二号中 「児童相談費（児童相談所長の措置による。）の負担金の一部の収納に関する事務」を「児童相談費（中央児童相談所長の措置による。）の負担金の一部の収納に関する事務」に改める。

別表第一の二第二号中 「児童相談費（児童相談所長の措置による。）の負担金の一部の収納に関する事務」を「児童相談費（児童相談所長及び米所長の措置に係るものに限る。）の負

除く。」に、「専修職業訓練校」を「高等技術専門校」に、「衛生研

究所」を「福祉相談センター」に、「衛生研究所」に、「精神保健センター」に改める。

別表第一の二第二号中 「芸試験場」を「園

に係るものに限る。」を「児童相談所」に改める。

別表第一の二第二号中 「子児童相談

に係るものに限る。」を「児童相談セ

ンター」に改める。

別表第一の二第二号中 「附則」を「この規則は、平成三年十月一日から施行する。

別表第一の二第二号中 「附則」を「この規則は、平成三年十月一日から施行する。

訓令